

「坂城町財務規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町規則第20号

坂城町財務規則の一部を改正する規則

坂城町財務規則（昭和39年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第80条第1項中「債権者に支払うための手続をしなければならない。」を「又は指定金融機関若しくは指定代理金融機関をして支払の事務を取り扱わせるものとする。」に改める。

第83条第2項中「添え、これを」を削り、同項ただし書中「は、当該納付書等の余白に「口座振替払」と表示して」を「又は振込資金自動引落し若しくはデータ伝送等により行うときは、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。